

第百九十三回国参议院消費者問題に関する特別委員会会議録第五号

平成二十九年四月二十八日(金曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

秋野 公造君

補欠選任

伊藤 孝江君

出席者は左のとおり。

委員長 石井みどり君  
理事 大沼みずほ君  
太田 房江君  
古賀友一郎君  
野田 国義君  
山本 香苗君  
青木 一彦君  
石井 正弘君  
小野田紀美君  
尾辻 秀久君  
徳茂 雅之君  
福岡 資麿君  
宮島 喜文君  
山田 修路君  
渡邊 美樹君  
伊藤 孝恵君  
宮沢 由佳君  
森本 真治君  
矢田わか子君  
伊藤 孝江君  
熊野 正土君  
大門実紀史君  
山添 拓君  
片山 大介君

国務大臣

福島みずほ君

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

松本 純君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

長坂 康正君

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

本日の会議に付した案件

○独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井みどり君) たいだいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、秋野公造君が委員を辞任され、その補欠として伊藤孝江君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) 独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。松本内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(松本純君) たいだいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

消費者と事業者との間には情報の質及び量並びに交渉力の格差があり、消費者が自ら被害の回復を図ることは困難を伴う場合があります。こうした事情を背景に、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者の被害の発生又は拡大

を防止するため事業者に対し差止請求をすることができるとされ、適格消費者団体の中からさらに内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が、消費者被害回復のための裁判手続を進行することができることとされております。

しかし、悪質な事業者により消費者が被害に遭う事案は後を絶ちません。そこで、こうした悪質な事案においても、この制度を活用して消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともに、その被害を迅速に回復するため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定適格消費者団体が、申立てをする消費者被害回復のための仮差押命令の担保を自ら立てることが困難な場合があります。このため、独立行政法人国民生活センターが、その担保を立てることができるよう、その業務として当該業務を追加するとともに、独立行政法人国民生活センターが当該業務を実施するに当たって必要となる長期借入金に関する規定を設けることとしております。

第二に、適格消費者団体の事務負担を軽減し、差止請求等に注力することが可能となるよう、適格消費者団体の認定の有効期間を三年から六年に延長することとしております。

第三に、独立行政法人国民生活センターによる消費者被害回復のための仮差押命令の担保を立てる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者の連携に関する規定を設けることとしております。

なお、一部の附則規定を除き、平成二十九年十月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石井みどり君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

第一条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「利益及び損失の処理の特例等(第四十三條)」を「財務及び会計(第四十三條・第四十三條の二)」に改める。

第三條中「実施する」を「実施し、及びその利用を容易にする」に改める。

第十條中第七号を第八号とし、第六号の次の一号を加える。

七 特定適格消費者団体(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。)が行う同法第五十六

条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 財務及び会計

第四十三条に見出しとして「利益及び損失の処理の特例等」を付する。

第四章中第四十三条の次に次の一条を加える。

(長期借入金)

第四十三条の二 センターは、第十条第七号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十九条に次の一号を加える。

三 第四十三条の二第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(消費者契約法の一部改正)

第二条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「三年」を「六年」に改める。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第三条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項ただし書中「特定認定の有効期間」を「以下この項において単に「残存期間」という。)が三年」に、「場合には、同項の認定の有効期間の」を「ときは」に改め、「同一の

下に「期間」とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間」を加える。

第七十五条の見出しを「特定適格消費者団体等の責務」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)第十条第七号に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

附則第六条中「(平成十四年法律第百二十三号)」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の消費者契約法第十三条第一項の認定を受けている者(次条において「既存適格消費者団体」という。)に係る当該認定の有効期間については、その満了の日までの間は、第二条の規定による改正後の消費者契約法第十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第六十五条第一項に規定する特定認定を受けている者に係る当該特定認定及び既存適格消費者団体が前条の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の満了の日までの間に第三条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に

関する法律(以下この条において「新消費者裁判手続特例法」という。)第六十五条第一項に規定する特定認定を受けた場合における当該特定認定の有効期間については、新消費者裁判手続特例法第六十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。